

NCCU NEWS

組合員のみなさんへ

感染防止対策第 20 号

2020年6月29日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 事務局長 染川 朗

編集人 政策部門長 村上 久美子

連絡先 Tel 03-5730-9381

Fax 03-5730-9382

要請実現！ 国からの慰労金 全職種が対象となる！

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金ですが、NCCUは「すべての介護従事者が対象となるようにしていただきたい」と要請していました。

また、多くの事業所から要望や意見がNCCU本部に寄せられ、その声を厚労省へ要望していました。

その結果！

慰労金の支給対象は職種で区分しない、つまり、すべての職種が対象となることになりました。感染防止対策第18号でお知らせした慰労金の詳細に合わせると、次のとおりとなります。

*後日、厚労省より正式に発表されます。

慰労金支給の対象期間にサービス実績がある事業所に勤務する職員で、その期間内に10日以上勤務していれば、

- ① 訪問系サービスは、新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員は20万円、それ以外の利用者と接する機会のある職員、もちろん事務員も5万円を支給
- ② その他の介護事業所・施設は、新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した日以降に勤務した職員、もちろん同一空間を共有する厨房や送迎も20万円を支給
(但し、新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した施設に勤務していた職員であっても、発生日より前の期間しか勤務していないなら5万円になります)
- ③ その他の介護事業所、施設で新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生していない場合は、職員、もちろん同一空間を共有する厨房や送迎も5万円を支給

